

# 生きがいを支える国民年金

表紙に登場していただいた六人のかたはそれぞれに「生きがい」をお持ちです。今もそして将来も生きがいのある毎日を送りたいものです。そのためには何より経済的な基盤をしっかりとつくること。国民年金をいま一度見直してみましよう。

国民年金は、昭和六十一年四月から、すべての人が共通して受けられる「基礎年金」になりました。そのため、以前から国民年金に加入していた自営業、農業などのほか、厚生年金や共済組合に加入しているサラリーマンや公務員も国民年金に同時に加入することになりました。サラリーマンや公務員は、将来、国民年金から基礎年金を受けるとともに厚生年金（または共済組合）から給料に比例した年金（報酬比例の年金）が受けられます。

## ◆希望して加入できる方

① 国民年金は二十歳から六十歳になるまでが強制加入ですが、その後も六十歳から六十五歳になるまでは希望すれば任意加入できます。また、学生、老齢（民職）年金受給者、外国に居住する日本国民も二十歳以上六十五歳のかたなら任意加入できます。

## ◆保険料は月七、七〇〇円

保険料の額は昭和六十三年定額で一カ月七千七百円です。より多い年金を受けたい人はこのほかに付加保険料として月額四百円を追加加入できます。

## ◆こんな年金がありません

「老齢基礎年金」「障害基礎年金」「遺族基礎年金」などがあります。年金額はスライド制です。

## ◆こんなときは届出を

結婚、就職、退職などで被保険者の種類が変わります。いずれの場合も届出が必要です。役場住民福祉課へ。

# 将来、無年金者にならないように

## すべての人が加入

国民年金推進員の役割についてお話しください。塚田 最大の目的は将来、年金をもらえない無年金者をなくすることです。そのために、国民年金の保険料を払っていただけるよう未納のかたに説明してまわっています。昭和六十一年に法律が変わり二十歳から六十歳までの人はすべて国民年金に加入することになりました。塚田 はい。特にサラリーマンの奥さんには届け出てもらわなければなりません。届け出ると保険料を払わなければならなくなると考えている人もいますが、そんなことはありません。夫の加入してい



訪問時の苦勞話をする塚田さん  
疑問なこと、不安なことは役場へ聞きましよう。

## 年金を確認しよう

国民年金のPRが足りないのではありませんか。理解していない人や誤解している人もいます。塚田 そうです。厚生年金と比べて給付の差が大きいと批判する人や民間の保険に入っているからいいと思っている人や保険料が高いと言う人、さまざまです。最も大きいのは、国民年金は将来どうなるのか、ということ。しかし、国民年金制度がなくなるというこ

## 残念なことに保険料を納められないかたもいます。

塚田 経済的事情などがあるのでしょう。そういうかたのお宅へ伺い理解を求めるといいです。朝か夜が多いです。二回三回と行き来す。拒否反応を示されるかたが多いです。そういふことは個々で聞いてほしいとお願ひします。その成果が上がれば、六十二年度末納者は二百十四人でしたが、百五十人ほどは納めたり、申請免除をしたりしています。塚田 やはり、理解してもらえば納められますね。役場のためじゃなくご自分の年金なのですから。塚田 はい。私自身三十五年間、厚生年金をかけた。高いしムダではないかと思いましたが、いまはつくづくかけてよかったと思っています。塚田 正直のところ私は町や役場に関心が薄かったんです。しかし国民年金に関しては役場は真剣に取り組んでいます。疑問に思ったら役場へ聞いてほしいですね。

中高年者の特例として、国民年金が発足した昭和三十六年四月一日に三十一歳以上の人は、年齢に応じて二十一〜二十四年の加入でも年金を受けることができます。障害基礎年金は、六十五歳までに一定の障害になったとき受けられます。遺族基礎年金は、被保険者が亡くなったときその人が生活を維持していた子（十八歳未満）のある妻か、子（十八歳未満）に支給されます。



国民年金委員協議会会長 小杉長英さん

## 知ってほしいこと

20歳は年金スタート 成人になると国民年金に加入しますが、現在、大学生は任意ですが、加入が検討されています。

## 加入期間が25年間

60歳まで加入し、65歳から年金を受けようとしましよう。最低必要期間は25年間です。

## 加入中に注意することは

就職、退職のとき、住所変更、氏名変更のときも早目に役場へ

## 60歳からの繰上年金は

年金の受給時期を自分で選べますが、くり上げ年金は減額され、それは一生変わりません。

年齢	繰上率
60歳以上61歳未満	0.42
61歳以上62歳未満	0.35
62歳以上63歳未満	0.28
63歳以上64歳未満	0.20
64歳以上65歳未満	0.11

## 職場の年金との関係

国民年金や厚生年金等にも加入したことのある人は60歳から厚生年金等を受給し、国民年金は65歳から受給してください。そうしないと65歳まで厚生年金等が停止されます。

## もしも、のときの年金

いつ、どこで、どんな事故に遭わないとも限りません。万一の場合「障害」「遺族」の基礎年金及びかた年金があります。■年金額は物価スライド制 年金額は物価スライド制です。毎年そのときの物価に見合った額で計算されます。また、数年ごとに生活水準に合った基本額を再計算します。なお、現在の年金額は、

- ① 老齢基礎年金 5万2267円(月額)
- ② 障害基礎年金 一級6万5333円、二級5万2267円 ※子がある場合一人目まで各1万5675円、三人目以降各5225円(月額)
- ③ 遺族基礎年金 月額5万2267円 ※子がある場合一人目まで各1万5675円、三人目以降5225円

■保険料を納められないとき 保険料を納めるのが困難な場合は保険料免除の申請をしてください。あとで納めることができます。

■年金受給者は2599人で総額7億4千万円です。(62年度末)

お問い合わせ 役場住民福祉課 国民年金係